

平成30年11月

## 総会議事録

萩市農業委員会

## 平成30年11月総会

### 萩市農業委員会総会議事録

11月20日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

#### ○提出議案

議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第61号 農用地利用集積計画の決定について

議案第62号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議案第63号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第64号 現況確認書の交付について

#### ○出席委員(15名)

1番 佐伯泰資	欠席 吉村剛
欠席 中村博和	4番 矢次利典
欠席 長富繁美	6番 藤田芳昭
7番 烏田茂夫	8番 鈴川肇
9番 田村廣	10番 原田知美
11番 小野村壽美夫	12番 吉村榮子
13番 守永正範	14番 原川久美子
欠席 品川民雄	16番 岡崎弘明
17番 松田由美子	18番 尾木武夫
19番 片岡兼雄	

○議事録署名委員

9番 田 村 廣

17番 松 田 由美子

○議 事

事務局長 只今から、平成30年11月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、15名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、9番 田村委員、17番 松田委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を、議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第58号第1項についてご説明いたします。

第1項ですが、父から子への生前一括贈与となります。申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに田、面積1, 882m<sup>2</sup>外12筆、合計29, 265m<sup>2</sup>です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は4, 262m<sup>2</sup>で内容は田及び畠です。権利の種類は所有

権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢となってきており、農業後継者である●●●さんへ贈与するものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で田と畠あわせて約4反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん250日、奥さん130日です。

次に場所ですが、現地については11月8日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地域の●●●委員さん及び●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●で●●●から南に約1.5kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

(ビッグパッドに位置図を表示)

當農計画ですが、現在、当該農地はハウスでのトマト栽培及び水田として利用されており、取得後も同様に利用されます。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、草刈機、軽トラックを所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第17番 この件につきましては11月8日に、事務局3名、●●●委員さん、●●●推進委員さんと現地確認に行きました。

ここには、立派なハウスが建っておりまして、ほとんどがトマト栽培をされているようです。引き続き息子さんが、栽培されるということですので、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 謙受人の方の住所、●●●というのは、●●●の●●●ですか。

事務局 ●●●の●●●です。

議長 ●●●の●●●から。

事務局 はい、通われています。ご存知の方は多いと思いますが、農事組合法人●●●の代表の●●●さんです。

補足ですが、●●●でも昨年から利用権設定で、白ねぎの栽培をされています。

議長 今もそこでされている。

事務局 今もされています。農地パトロールの際にも見たのですが、きちんと管理をされています。

第1番 5反の田で白ねぎを作っています。

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第58号第2項についてご説明いたします。

申請地は、萩市大字●●●番、登記地目は田、現況地目は畠、面積147m<sup>2</sup>ほか4筆、合計3,837m<sup>2</sup>です。謙受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は3,239m<sup>2</sup>で内容は田及び畠です。権利

の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんと●●●の●●●さんで持分はそれぞれ2分の1です。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さん、●●●さんが市外に居住され農業後継者もいらっしゃらないことから、譲受人の●●●さんへ譲り渡すこととなり、双方連名により本申請にいたつたものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。田を約3反耕作されています。年間農作業従事日数は、ご本人さん90日、甥にあたる●●●さんが90日です。

次に場所ですが、現地については11月6日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●地区で●●●から南に約3.7kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

(ビッグパッドに位置図を表示)

営農計画ですが、現在、田及び畠として利用されており、取得後も同様に水田、露地野菜の作付けをされます。

農機具の保有状況は、軽トラック1台、草刈機3台を所有されています。取得後、水田として利用されますが、トラクター、田植機、コンバインは甥の●●●さん所有の農機具を使用されます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第13番 11月6日に事務局2名、●●●推進委員、私とで現地確認を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

現在、●●●さんは●●●歳で●●●に住んでおられ、●●●さんは●●●歳で●●●に住まれております。2人は昭和●●●年に

相続にて取得されましたが、高齢となり遠隔地在住で後継者もいないことから、●●●在住の●●●さん年齢は●●●歳ですが、贈与をお願いをしたところです。管理につきましては現在、●●●在住の甥の●●●さん●●●歳ですが、この方が主に管理して2人で行うということです。現地は山間部ですが、草はよく刈られておられ管理は十分です。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長　第3項の説明をお願いします。

事務局　議案第58号第3項についてご説明いたします。

申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに畠、面積2,201m<sup>2</sup>外2筆、合計7,319m<sup>2</sup>です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は8,217m<sup>2</sup>で内容は田及び畠です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんが、●●●が行う売買事業を活用し農地を集積されるものです。今回は、一旦所有者から●●●へ売り渡された農地を、●●●さんが買い受けるものになります。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で田と畠あわせて約8反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん200日、奥さんが10日です。

次に場所ですが、現地については11月8日、●●●地区担当の

●●●委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●で●●●から南東に約6kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

(ビッグパッドに位置図を表示)

當農計画ですが、取得後は畠地として馬鈴薯、白菜の作付けをされます。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、管理機1台、軽トラック1台、草刈機を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第6番 この件につきましては、オリーブの関係で地元に残る人とオリーブの作業する人とにわかつて、地元に残る人を重点的に一箇所に集めて、そこで當農するということで、個人から●●●に、●●●から個人の方へと二段階になっています。前回も皆さんの承諾を得ておりますので、今回もご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 関連がありますので、第4項から第11項は同時審議といたします。第4項から第11項の説明をお願いします。

事務局 議案58号、第4項から第11項についてご説明いたします。

申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに田、面積3,053m<sup>2</sup>ほか56筆、合計111,784m<sup>2</sup>です。譲受人は●●●番地、●●●さんで、耕作面積は478,020m<sup>2</sup>で内容は田及び畠です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さん外7名です。

申請の理由ですが、譲渡人であります8名の方は、●●●に居住され農業後継者もいらっしゃらなかったり、自ら耕作することが困難なうえ後継者もいらっしゃらないことから、譲受人の●●●さんのオリーブ事業に賛同され、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、●●●に本社があり、大阪府岸和田市、兵庫県淡路市、滋賀県甲賀市において、オリーブを主に農業経営をされています。

次に今回申請のあった場所ですが、●●●から南東約6kmにある●●●です。申請のあった詳細の筆については、両サイドにあります地図の黄色で着色した箇所となります。

(ビッグパッドに位置図を表示)

営農計画ですが、新規にオリーブ14,000本を植栽し、当面、収穫した実は九州オリーブ普及協会へ出荷され、将来的にはオリーブオイルやオリーブ関連商品の生産販売をされる予定です。なお、事業着手ですが、当初10月頃を予定されていましたが、従業員用の宿舎の手配に時間がかかりましたが、その点も解決され12月から実際の作業に着手されるように確認しています。

農機具の保有状況は、トラクター2台、トラック1台、ユンボ2台を所有されているほか、現地での作業にあたり、ダンプ1台、ユンボ1台を購入され、今月末には納車される予定です。なお、農機具の保管につきましては、農地以外の地目に現在、倉庫があり、そこを合わせて購入し使用される予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件を

すべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 補足ですが昨日、●●●の方から●●●の社長と担当の●●●さんがこちらに来られて、市長に挨拶をされたようです。局長の方から説明をお願いします。

事務局 昨日16時から30分間、●●●社長の●●●さん、こちらの担当の●●●さん、●●●の●●●さんがいらっしゃいました。10月くらいから事業に着手する予定で、当初は萩市内にアパートを借りて、そこを宿舎というかたちをとってやろうというところでしたが、アパートを1棟購入するということに方針が変わったということです。●●●の4階建てのアパートを購入の契約をしたということです。ユンボとダンプを購入して月末に納車ということで、これを●●●のほうに持っていき、12月に入ったら作業をすることです。植え付けは3月～5月、それと10月～12月がオリーブを定植する適切な時期ということでこの時期にされるということです。それ以外の時期は草刈・土地の測量・造成等をされます。今年12月の植え付けの時期は、草刈・土地の測量・排水確認等をされる予定です。また、平成33年1月ぐらいに現在購入している土地の植え付けが済むのではないかという予定をたてておられます。

オリーブは延べ14,000本を植え付けるということです。現在、萩市内で1人若い●●●歳くらいの人を雇っておられるということで、実際には萩におられず、淡路島の方でオリーブ園を経営しておられますのでそちらの方で研修ということで、10月に採用して12月まで淡路島の方で研修ということで、植え付けまでまだ2年以上かかるのではないかというところでございます。実際、現地に入ると工程が変わるかもしれません、今の予定ではということでした。

議長 今、昨日の●●●さんの意向の件も含めて説明がありましたが、あわせて質問があればお伺いいたします。

議長 その前に、●●●地区担当の●●●委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

第 6 番 今、事務局の方から説明があったのですが、先般の計画があまりにもルーズなため実際に11月4日現在で現地を見た際、大草で手が付けられない状態でした。実際の事業工程では着手していなければならぬのに、どうしたことかということで事務局にもう一度新しい計画書を出さないと、今回の申請は許可できないということで、この19日来られて、新しい計画書が提出されました。今後、100ha近い農地の草刈とか、1年経って茫茫と荒れています農地をどうしていくかというのを見守っていかなければいけません。今、事務局から話があったように徐々にですが、前向きにスタートをきつていっているのではないかと感じています。また、今回の申請でおまかなか取扱は終わりです。一部不可能なところもありますけれども、ほぼ全域オリーブの方も面積的なことは出てきたんじゃないかなと思います。今後の進捗状況・作業状況を見ながら検討していくかなければならない。中山間の事業とのかみ合い、地元とのかみ合い、調整がまだ一部残っていますが、その辺の解決も並行していかないといけないのですけれど、前向きな姿勢でやっていくということで、ご審議の程、宜しくお願ひします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

第18番 ●●●には、たいへん大きな農業施設があります。宿泊施設・研修施設そういうところもありますが、この使用管理はどうなりますか。

第 6 番 ハウス関係は現在、農協さんが管理されています。地元の生産組合も、野菜出荷関係の事業がまだ続いているので、このまま1~2年続けるということで、その間は●●●共同生産組合が苗の発注を受けて苗を作る予定です。生産組合が無くなった時点での農協と生産組合の関係は分かりません。

●●●の関係は県の施設なので、萩市がどうなのか分かりません。

事務局 ●●●の関係について、管理は生産組合の方が管理されていると伺っております。会議とかで使えるのかとお話をありました。それについては、他の団体等が利用されていなければ借りることは可能である。避難場所に指定されていますので、ずっと借りることは難しいと思っております。会議、集会等で利用することは可能である

と思われます。そういう話をさせていただいております。

第18番 私も農業委員として会議等に同席をして、中のシステムを見させていただきました。景観的には非常に人を呼び寄せる。交流人口を増やすことのできる施設だと感じております。これは十分に生かされる方がいいんじゃないかなと。今後の活動として、行政の方の指導も農業委員会からもお願しておいていただきたいと思います。

議長 その施設等については組合も、もう2年は事業をされ、以前の話では臨時総会を開いて2年後には解散するといった風なことを聞いていますが、この先の話は農協が絡んでいますので、あの施設をそのままつぶすというわけにはいかないでしょうから、おそらく何かの対応を取られると思います。またそんな情報がありましたら聞かせていただきたいし、我々も調べていきたいと思います。●●●につきましては、今ご指摘があったように時期によっては雲海が広がって非常に景観がいいところと聞いております。そこに今度オリーブが植わってくると、そこに銀色の海が広がるのではないか、非常に景観のいいことになる。ただこれが県の施設ということでございますので、今は組合が管理しているということですけど、組合が解散した後、これから管理をどこにもっていくのか我々は分かっておりませんが、将来活用されるということは非常にいいことだと思います。機会があったら活用していきたいと思います。

議長 その他、ございませんか。

お尋ねですが、今、478, 020m<sup>2</sup>ということですが、今回の111, 000m<sup>2</sup>の面積がこれに入っていますか。

事務局 これは、入っておりません。

議長 これまでに所有権移転があった土地と、兵庫県と滋賀県と大阪府の面積が478, 020m<sup>2</sup>ということで、これにプラス111, 000m<sup>2</sup>ということですね。

事務局 そうです。

議長 約600, 000m<sup>2</sup>ということで。

事務局　　はい、県外の農地も含めて耕作面積が、約600,000m<sup>2</sup>というかたちになります。

議長　　今、●●●が買う予定の土地はこれで終わりですか。

事務局　　まだ数件、名義変更等の手続が残っているのは聞いておりますが、ほぼ終わりと考えていただいているです。

議長　　今、説明があったように大体今の状況がおわかりになられたかと思いますが、非常に大きな案件で、このようなことは山口県下でもめったにない案件だと思います。順調に進んで、そこが日本一のオリーブ畑になればいいなという思いをしております。

議長　　その他、ご質問はありませんか。

議長　　それでは採決いたします。第4項から第11項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　　全員賛成ですので、第4項から11項は原案のとおり決定いたしました。

議長　　議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を、議題に供します。  
第1項の説明をお願いします。

事務局　　議案第59号第1項についてご説明いたします。  
議案は10ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

11月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西へ1.6 km、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・畠、現況・雑種地、面積168m<sup>2</sup>、申請人は●●●の●●●さんです。

本申請につきましては、隣接農地の売買の事前相談を受けた際に無断転用が判明したもので、始末書付きの4条申請となっております。

転用目的ですが、申請地は申請者の父親が亡くなる以前から駐車場として利用しており、課税地目も宅地であったことから、農地であるとの認識がないまま平成●●●年に貸駐車場5台分を整備するためアスファルト舗装を行ったものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側・南側は宅地、東側は道路で、北側に農地がありますが、所有者は県外在住で耕作されておらず、現地もアパートの敷地の一部の状態となっており、問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、東側の道路から進入し、5台分の区画がとられています。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で東側の道路側溝へ流入させるため適当です。

被害防除計画ですが、既にアスファルト舗装がされており、西側・南側・北側の敷地との境界には2段～5段積みのブロック塀が設置されており適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件につきまして11月7日、●●●推進委員と私と事務局とで現地を確認いたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。旧萩市内は相続以前に現状が変えられたという、農地でなくなったというところがかなりありまして、隣の畠といつても荒れ放題でアパートの軒先になっており、周囲の農地も宅地化され農地に戻しても細長くて利用価値のないようなところで、駐車場が適當かなと思えるようなことでございました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題に供します。  
第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第60号第1項についてご説明いたします。  
議案は12ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

11月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、萩市●●●から南東へ480m、宅地化が進行する第1種中高層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積284m<sup>2</sup>、外2筆、合計557m<sup>2</sup>、北側の宅地を併用し、全体面積は735.61m<sup>2</sup>です。転用者は、萩市大字●●●番地の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、所有者の●●●さんは平成●●●年に農地を相続しましたが、管理が難しいことから、売り渡すこととし、宅地建物取引業の免許を持つ●●●が、用途地域内で3区画の宅地分譲と進入路を整備するため土地の造成を行うもので適当です。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側・東側は道路、西側・南側は宅地に接しており、隣接農地はないため問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、3つの区画と、奥の区画への進入路をこのようになります。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、自然流下で進入路に新設する側溝から北側道路側溝に流入させ、汚水は、排水路を設置し北側市道内の公共下水道へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、夏みかん樹は伐採し、30cm程度の盛土を行い整地するもので、土砂の流出等のおそれもなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件につきまして11月7日、●●●推進委員と私と事務局とで現地を確認いたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。現況、周囲が宅地化されておりまして、北側の市道のところの奥に農地があり、前をきれいにしないと農地に入る

所がないという場所であります。●●●さんのお父さんが亡くなられて娘さんの方が売買という結果となりました。●●●さんについても周囲に迷惑がかからないような造成等をおこなってくださいといふお願いもしております。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長　第2項の説明をお願いします。

事務局　議案第60号第2項についてご説明いたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

11月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、萩市●●●から西へ730m、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畠、面積1,074m<sup>2</sup>、外1筆、合計1,368m<sup>2</sup>、転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、所有者の●●●さんは県外在住で、農地の管理が難しいことから、売り渡すこととし、宅地建物取引業の免許を持つ●●●が、用途地域内で5区画の宅地分譲と進入路を整備するた

め土地の造成を行うもので適當です。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は道路、東側は駐車場と新設の県道  
萩城址線、南側は宅地に接しており、西側に宅地と畠がありますが、  
隣接農地承諾書が提出されており問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、図の下側が県道で、北側に市道があります。  
5つの区画と進入路をこのようにとります。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、区画内に溜枡を設置、  
進入路に道路側溝を設けて流入させ、汚水は、北側市道内の公共下  
水道へ接続させるもので適當です。

被害防除計画ですが、20cm程度の盛土を行い整地し、西側・南  
側には既存ブロック塀が設置されているため、土砂の流出等のおそれ  
はなく適當です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結  
果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件につきまして11月7日、●●●推進委員と私と事務局と  
で現地を確認いたしました。内容につきましては、事務局の説明の  
とおりであります。先月の議案にありました店舗と同じように、新  
しく出来た道沿いにありますて、先月もお話をしましたが、こうい  
う農地がどんどん無くなっていくという、そのとおりになりました  
が仕方がないと思っております。この一部に0.9m<sup>2</sup>と小さい三  
角の宅地が残っているところが2ヶ所ありますが、売らないという  
事で、問題がおきたらいけませんので、向こうが売らない以上はブ  
ロックで囲んで、入る時に怪我をしないように言ってくださいよと

いう話はしてあります。問題はそこだけと思っております。宅地化するなかで自然に行われていく行為について致し方ないと思っております。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第61号についてご説明いたします。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。農用地利用集積計画について市農林振興課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

それではお手元にお配りしています別冊の『農地中間管理事業による利用権設定状況(平成30年12月1日)』の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

では、表の一番下の合計の数字を読み上げていきます。  
左から、件数が7件、筆数23筆、すべて田で面積が37,881m<sup>2</sup>となっています。

この農地中間管理事業は、都道府県ごとに設置される農地中間管理機構が農地を借り受け、借受農家に農地中間管理が決定した「農用地利用配分計画」を県知事が公告することによって貸借関係が発生します。

1枚めくっていますと、内容が記載されております。右端の備考の欄に受け手の名前を記載しています。今回は、1つの法人と2人の個人が受け手となられています。

続きまして、お手元にお配りしています一番厚い『利用権設定状況（平成30年12月1日現在）』の資料をご覧ください。新規設定するものは、これまで利用権は設定されていましたが耕作者が変更となるものや、新たに利用権を結ばれるものになります。合計欄を読み上げます。件数が24件、筆数34筆、田の面積が49, 127m<sup>2</sup>、畠の面積が1, 517m<sup>2</sup>、合計20, 644m<sup>2</sup>です。

平成30年11月30日に期間が満了し、引き続き更新するものの件数が258件、筆数545筆、田の面積が687, 489m<sup>2</sup>、畠の面積が79, 204m<sup>2</sup>、合計766, 693m<sup>2</sup>です。

12月1日から利用権設定されるものの合計は、件数が282件、筆数579筆、田の面積736, 616m<sup>2</sup>、畠の面積80, 721m<sup>2</sup>、合計で817, 337m<sup>2</sup>です。

以上、このたびの集積計画案において、受け手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 それでは採決いたします。議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第61号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案一)

議長 議案第62号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を、議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第62号第1項、農地法第4条第1項第8号の規定による届

出についてご説明します。議案は15ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

届出地は大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積、486m<sup>2</sup>の内12.6m<sup>2</sup>、転用者は●●●の●●●さんで、転用目的は畑への進入路です。届出地は、●●●から北東へ600mに位置し、届出人の農地内に設置するもので、隣接農地はありません。

●●●さんの耕作している畑は●●●沿いの土手の道路から下ったところに位置し、軽トラックが進入できないことから、入り口部分のみ土羽とコンクリ張りを行い、柑橘の収穫時にも車の乗り入れが可能となるよう整備するものです。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は出ないため適当です。被害防除計画ですが、最大50cm程度の盛土を行い、法面を土羽仕上げとし、一部コンクリ張りとするもので、土砂の流出等のおそれもなく適当です。

その他としまして、整備する部分が一部赤線にかかっていますので、市農林振興課へ道路加工の許可申請を提出されています。

以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第62号の報告は終わります。

(報告事案一2)

議長 議案第63号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題に供します。

第1項から第6項まで一括して、事務局からの説明をお願いします。

事務局 議案第63号、農地法第18条第6項の規定による通知について

ご説明いたします。議案は17ページです。

第1項、大字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積1, 076m<sup>2</sup>、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さん外1名です。権利の種類は合意解約で、●●●さんが慣行小作（永小作）で長年耕作されていましたが、耕作が困難になってきたとのことでこのたび返還されるものです。解約後の利用見込みは、現在のところ未定です。

第2項、大字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積778m<sup>2</sup>、外1筆、合計1, 438m<sup>2</sup>、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、これにつきましては、別の借り手と利用権設定する予定です。

第3項、字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積873m<sup>2</sup>、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は現在のところ未定です。

第4項、字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積1, 034m<sup>2</sup>、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は現在のところ未定です。

第5項、字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積828m<sup>2</sup>、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は現在のところ未定です。

第6項、字●●●、地番●●●番、地目、登記・現況とも田、面積1, 685m<sup>2</sup>、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は現在のところ未定です。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 解約後の利用見込という欄に未定がありますが、難しいんですか。

事務局 ●●●地区につきましては、●●●委員さんに持ってきていただいたのですけれど、水路の関係で今回解約ということになったので、その辺りが整理出来ないと難しいのかなと思っております。

●●●地区につきましては、地図におとしたものを●●●推進委員さんにお渡して新しい耕作者の方を探している状況で、見つかるかどうか●●●地区については、新しい耕作者がなかなかいらっしゃらないということで、この解約以外にも4件利用権が満了になつたものでまだ決まっていないところも多くありますので、●●●推進委員、●●●農業委員さんにもお話しはしているのですけれども、難しい状況ではあります。

議長 なかなか難しいということですが、●●●委員さん。

第1番 難しいです。この●●●地区の3人ですが、●●●さんの2件は認知症でもう出来ないと、もう一つの方は耕作場所が悪いということでおやめる。

議長 今、●●●さんの、家というのは。

第1番 近くですが、もう本人が認症知になっているので無理でしょう。周りに作る人がいないし、場所も県道と自宅の間の狭いところです。

議長 今から放置されて大草になる。

第1番 牛でも飼って放牧をする以外ないでしょうね。●●●地区の人口自体1,800人くらいで、高齢の方ばかりで、ここ2~3年の間に100人以上亡くなられたようで、2~3日前にも田を1町くらい作っておられる方が、布団のなかで亡くなられていたそうです。この方の自分の農地や利用権設定で借りている農地もありますが、借り手を見つけるのは難しいでしょうね。

議長 難しいようですが、●●●農業委員さんと●●●推進委員さんに頑張っていただいて、解消に務めていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 その他、ご意見はありませんか。

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第63号の報告は終わります。

(報告事案一3)

議長 議案第64号「現況確認書の交付について」を、議題に供します。第1項から第6項まで一括して、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第64号についてご説明します。議案は19ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第1項申請地は、萩市●●●から北西へ900mに位置する大字●●●番、登記地目は畠、面積165m<sup>2</sup>、外1筆、合計515m<sup>2</sup>、申請人は●●●の被相続人●●●、相続人●●●さん外1名です。

申立てによると、申請地は●●●番の宅地と一体利用しているとのことで、11月7日に●●●委員、●●●推進委員、事務局とで現地調査を行ったところ、木造スレート葺、瓦葺2階建の居宅・物置の敷地及び庭として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第2項申請地は、萩市●●●から北西へ700mに位置する大字●●●番、登記地目は畠、面積131m<sup>2</sup>、申請人は●●●の、被相続人●●●、相続人●●●さん外2名です。

申立てによると、●●●番の上に昭和●●●年●●●月●●●日新築による建物が建てられ、現在に至っているとのことで、11月7日に●●●委員、●●●推進委員と事務局とで現地調査を行ったところ、申立どおり、木造セメント瓦葺平家建の居宅の敷地となっており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第3項申請地は、萩市●●●から北へ1. 1 kmに位置する大字●●●番、登記地目は畠、面積132m<sup>2</sup>、申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、昭和●●●年に家督相続の手続きをした当時から、●●●番、●●●番、●●●番と申請地にまたがって建物が建っていたとのことで、11月7日に●●●委員、●●●推進委員と事務局とで現地調査を行ったところ、申立てどおり、木造瓦葺2階建の居宅の敷地として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第4項申請地は、萩市●●●から南西へ2. 7 kmに位置する大字●●●番、登記地目は田、面積3, 334m<sup>2</sup>、外1筆、合計3, 923m<sup>2</sup>、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和●●●年から未使用状態になったとのことで、11月8日に●●●委員、●●●委員、●●●推進委員、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地の一部には雑木が生えて原野化しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第5項申請地は、萩市●●●から北東へ240～360mに位置する大字●●●番、登記地目は田、面積1, 063m<sup>2</sup>、外2筆、合計2, 625m<sup>2</sup>、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は長年耕作しておらず現在に至ったとのことで、11月8日に●●●委員、●●●委員、●●●推進委員、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地は灌木が生えて原野化しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第6項申請地は、萩市●●●から南へ90mに位置する大字●●●番、登記地目は畠、面積245m<sup>2</sup>、申請人は●●●の●●●さん

です。

申立てによると、申請地は平成●●●年頃から耕作しておらず現在に至ったとのことで、11月5日に●●●委員、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地はツタが密生し、一部には雑木が生えており、農地としての現況をとどめていため非農地に認定したものです。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第64号の報告は終ります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

平成30年11月20日

萩市農業委員会会長

片岡兼太郎

委員

松田由美子

委員

田村廣